

市第 126 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 102 号の次に次の 1 号を加える。

(102) の 2 建築基準法第52条第 6

項第 3 号の規定に基づく建築物

の延べ面積の特例認定申請手数

料 同 27,000円

第 2 条第 107 号中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 3 項若しくは第 4 項各号又は第58条第 2 項」に改め、同条第 123 号中「建築認定申請手数料」を「認定申請手数料」に改め、同条第 123 号の 3 中「建築許可申請手数料」を「許可申請手数料」に改め、同条第 136 号の 2 中「第 139 号の18、第 139 号の23、」を「第 139 号の18、第 139 号の21、第 139 号の23、」に、「第 139 号の26、第 139 号の29」を「第 139 号の26、第 139 号の26の 2、第 139 号の29、第 139 号の29の 2」に改め、同条第 139 号の18ア中「の住宅」の次に「（当該評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）」を加え、同号イ(7)中「住戸部分」の次に「（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第 2 号イ

(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)」を加え、同号イ中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。）	
a 住戸の総数が1戸のとき。	17,000円
b 同 2戸以上5戸以下のとき。	34,000円
c 同 6戸以上10戸以下のとき。	49,000円
d 同 11戸以上25戸以下のとき。	71,000円
e 同 26戸以上50戸以下のとき。	110,000円
f 同 51戸以上100戸以下のとき。	160,000円
g 同 101戸以上200戸以下のとき。	230,000円
h 同 201戸以上300戸以下のとき。	300,000円
i 同 301戸以	

上のとき。

340,000 円

第 2 条第 139 号の18イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。）の場合

- | | | |
|------------------------------|---|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 同 | 17,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 | 同 | 19,000円 |

第 2 条第 139 号の21ア中「の住宅」の次に「（当該評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）」を加え、同号イ(ア)中「住戸部分（」の次に「当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、」を加え、同号イ(カ)中「(エ)まで」を「(カ)まで」に、「第 139 号の18イ」を「第 139 号の18ウ」に改め、同号イ(カ)を同号イ(カ)とし、同号イ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除き、既に都

市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

- | | | |
|---|----------------------|---------|
| a | 当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。 | 8,500円 |
| b | 同
2戸以上5戸以下のとき。 | 17,000円 |
| c | 同
6戸以上10戸以下のとき。 | 24,500円 |
| d | 同
11戸以上25戸以下のとき。 | 35,500円 |
| e | 同
26戸以上50戸以下のとき。 | 55,000円 |
| f | 同
51戸以上100戸以下のとき。 | 80,000円 |
| g | 同 | |

101 戸以上 200 戸以 下のとき。		115,000 円
h 同		
201 戸以上 300 戸以 下のとき。		150,000 円
i 同		
301 戸以上のとき。		170,000 円

第 2 条第 139 号の 21イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	8,500 円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	9,500 円

第 2 条第 139 号の 26ア中「の住宅」の次に「（当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）」を加え、同号イ(ア)中「住戸部分」の次に「（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）」を加え、同号イ中(カ)を(キ)とし、(キ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住戸部分（当該建築物の
一以上の住戸の評価方法が
基準省令第10条第2号イ(1)
又はロ(1)の基準による評価
方法のものを除く。）

a	住戸の総数が1戸のとき。	17,000円
b	同 2戸以上 5戸以下のとき。	34,000円
c	同 6戸以上 10戸以下のとき。	49,000円
d	同 11戸以上 25戸以下のとき。	71,000円
e	同 26戸以上 50戸以下のとき。	110,000円
f	同 51戸以上 100戸以下のとき。	160,000円
g	同 101戸以 上200戸以下のとき。	230,000円
h	同 201戸以 上300戸以下のとき。	300,000円
i	同 301戸以 上のとき。	340,000円

第2条第139号の26中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価

方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。)の場合

- | | | |
|------------------------------|---|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 同 | 17,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 | 同 | 19,000円 |

第2条第139号の26の2中「前号ア若しくはイ」を「前号ア、イ若しくはウ」に改め、同号イ中「除く」を「除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同号エ中「前号イ(ア)から(カ)まで」を「前号ウ(ア)から(カ)まで」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの以外のものに限る

。) の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 17,000円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 19,000円

第 2 条第 139 号の 29 ア中「の住宅」の次に「(当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 」を加え、同号イ(ア)中「住戸部分 (」の次に「当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、」を加え、同号イ(カ)中「(オ)まで」を「(カ)まで」に、「第 139 号の 26 イ」を「第 139 号の 26 ウ」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住戸部分 (当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除き、既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項 (同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に

限る。)

- | | | |
|---|---------------------------|----------|
| a | 当該住戸部分の住戸の
数が1戸のとき。 | 8,500円 |
| b | 同
2戸以上5戸以下の
とき。 | 17,000円 |
| c | 同
6戸以上10戸以下の
とき。 | 24,500円 |
| d | 同
11戸以上25戸以下の
とき。 | 35,500円 |
| e | 同
26戸以上50戸以下の
とき。 | 55,000円 |
| f | 同
51戸以上100戸以下
のとき。 | 80,000円 |
| g | 同
101戸以上200戸以
下のとき。 | 115,000円 |
| h | 同
201戸以上300戸以
下のとき。 | 150,000円 |
| i | 同 | |

301 戸以上のとき。

170,000 円

第 139 号の29イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。）の場合

(7) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

同

8,500 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

9,500 円

第 2 条第 139 号の29の 2 中「前号ア若しくはイ」を「前号ア、イ若しくはウ」に改め、同号イ中「除く」を「除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同号エ中「前号イ(7)から(カ)まで」を「前号ウ(7)から(キ)まで」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方

法が基準省令第10条第2号イ

(1)又はロ(1)の基準による評価
方法のもの以外のものに限る

。)の場合

(7) 住宅の床面積が 200 平方
メートル未満のとき。

8,500 円

(イ) 同 200 平方
メートル以上のとき。

9,500 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第102号の次に1号を加える改正規定並びに同条第107号、第123号及び第123号の3の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等を改定するとともに、建築基準法の一部改正に伴い建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 102 号まで省略）

(102) の 2 建築基準法第 52 条第 6

項第 3 号の規定に基づく建築物

の延べ面積の特例認定申請手数

料

同

27,000 円

（第 103 号から第 106 号まで省略）

(107) 建築基準法 第 55 条第 3 項若
第 55 条第 3 項各
しくは第 4 項各号又は第 58 条第
号

2 項の規定に基づく建築物の高

さの許可申請手数料

同

160,000 円

（第 108 号から第 122 号の 3 まで省略）

(123) 建築基準法第 86 条の 2 第 1

項の規定に基づく一敷地内認定

建築物以外の建築物の 認定申請
建築認定

手数料

申請手数料

（ア、イ及び第 123 号の 2 省略）

(123) の 3 建築基準法第 86 条の 2

第 3 項の規定に基づく一敷地内

許可建築物以外の建築物で市街

地の環境の整備改善を阻害する
ことがないものの $\frac{\text{許可申請手数料}}{\text{建築許可申請料}}$
手数料

(ア、イ及び第 124 号から第 136 号まで省略)

(136) の 2 建築基準法第 7 条第 1

項の規定に基づく建築物の完了
検査申請手数料（省エネ適合判
定等建築物に係るものに限る。

）は、当該申請に係る建築物の
床面積（移転等に係る場合にお
いては、当該移転等をする部分
の床面積の合計に 0.5 を乗じて
得た面積）を合計した面積に応
じ前号ア及びイに掲げる額と当
該申請に係る建築物のうち一の
省エネ適合判定等建築物の非住
宅部分（建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 11
条第 1 項に規定する非住宅部分
をいう。以下この号、第 139 号
の 5 の 2、第 139 号の 9、第 13
9 号の 10、第 139 号の 17、第 13
9 号の 18、第 139 号の 20、第 13
9 号の 21、第 139 号の 23 から第
139 号の 26 まで、第 139 号の 28

、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。) (一次エネルギー消費量 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 21、第 139 号の 18、第 139 号の 23、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 26、第 139 号の 29、第 139 号の 29、第 139 号の 29 の 2) 及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第 139 号の 5 の 2 において同じ。) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(アからキまで及び第 137 号から第 139 号の 17 まで省略)

(139) の 18 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り

、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

イ 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。) の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

同

17,000 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

19,000 円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築

物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分 (当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)

(a から i まで省略)

(イ) 住戸部分 (当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。)

<u>a</u>	<u>住戸の総数が 1 戸のとき。</u>	<u>17,000 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u> <u>2 戸以上</u> <u>5 戸以下のとき。</u>	<u>34,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u> <u>6 戸以上</u> <u>10 戸以下のとき。</u>	<u>49,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u> <u>11 戸以上</u> <u>25 戸以下のとき。</u>	<u>71,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u> <u>26 戸以上</u> <u>50 戸以下のとき。</u>	<u>110,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u> <u>51 戸以上</u>	

100 戸以下のとき。 160,000 円

g 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。 230,000 円

h 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。 300,000 円

i 同 301 戸以上 上のとき。 340,000 円

(ウ) (本文省略)

(イ)

(エ) (本文省略)

(ウ)

(オ) (本文省略)

(エ)

(第 139 号の 19 及び第 139 号の 20 省略)

(139) の 21 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料（当該計画の工事の着手予定時期又

は完了予定時期のみを変更する
場合を除く。) は、認定の対象
範囲及び申請に係る住戸の数又
は床面積に応じ次に掲げる額と
する。

ア 一戸建ての住宅 (当該評価
方法が基準省令第10条第2号
イ(1)又はロ(1)の基準による評
価方法のものに限る。) の場
合

(ア)及び(イ)省略)

イ 一戸建ての住宅 (当該評価
方法が基準省令第10条第2号
イ(1)又はロ(1)の基準による評
価方法のものを除く。) の場
合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

同

8,500 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

9,500 円

ウ
イ 一戸建ての住宅以外の建築
物の場合は、1件につき次に
掲げる額のうち当該建築物（
当該申請において変更しない
部分を含む。）の当該申請に

係るものを合計した額

- (7) 住戸部分（当該建築物の
一以上の住戸の評価方法が
基準省令第10条第2号イ(1)
又はロ(1)の基準による評価
方法のもので、かつ、既に
都市の低炭素化の促進に関
する法律第54条第1項（同
法第55条第2項において準
用する場合を含む。）の規
定に基づく低炭素建築物新
築等計画の認定を受けた部
分に限る。）

（a から i まで省略）

- (4) 住戸部分（当該建築物の
一以上の住戸の評価方法が
基準省令第10条第2号イ(1)
又はロ(1)の基準による評価
方法のものを除き、既に都
市の低炭素化の促進に関す
る法律第54条第1項（同法
第55条第2項において準用
する場合を含む。）の規定
に基づく低炭素建築物新築
等計画の認定を受けた部分

に限る。)

<u>a</u>	<u>当該住戸部分の住戸の 数が 1 戸のとき。</u>	<u>8,500 円</u>
<u>b</u>	<u>同 2 戸以上 5 戸以下の とき。</u>	<u>17,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同 6 戸以上 10 戸以下の とき。</u>	<u>24,500 円</u>
<u>d</u>	<u>同 11 戸以上 25 戸以下の とき。</u>	<u>35,500 円</u>
<u>e</u>	<u>同 26 戸以上 50 戸以下の とき。</u>	<u>55,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同 51 戸以上 100 戸以下 のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同 101 戸以上 200 戸以 下のとき。</u>	<u>115,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同 201 戸以上 300 戸以 下のとき。</u>	<u>150,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	

301 戸以上のとき。170,000 円(ウ) (本文省略)(エ) (本文省略)(オ) (本文省略)(カ) (ア) から (オ)まで 以外の住戸
(オ) (エ) まで

部分、共用部分及び非住宅

部分

これらの部分について 第 13
第 139 号の 18 ウ の規定により算
9 号の 18 イ

出した額

(第 139 号の 22 から第 139 号の 25 まで省略)

(139) の 26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないものに限り、同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料（同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の認定の対象範囲

及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

イ 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。) の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 同 17,000 円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 同 19,000 円

ウ イ 一戸建ての住宅以外の建築物 の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分 (当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)

又はロ(1)の基準による評価
方法のものに限る。)

(a から i まで省略)

(イ) 住戸部分 (当該建築物の
一以上の住戸の評価方法が
基準省令第10条第2号イ(1)
又はロ(1)の基準による評価
方法のものを除く。)

<u>a</u>	<u>住戸の総数が1戸のとき。</u>	<u>17,000 円</u>
<u>b</u>	<u>同 2戸以上 5戸以下のとき。</u>	<u>34,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同 6戸以上 10戸以下のとき。</u>	<u>49,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同 11戸以上 25戸以下のとき。</u>	<u>71,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同 26戸以上 50戸以下のとき。</u>	<u>110,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同 51戸以上 100戸以下のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同 101戸以 上 200戸以下のとき。</u>	<u>230,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同 201戸以 上 300戸以下のとき。</u>	<u>300,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同 301戸以</u>	

上のとき。340,000 円(ウ) (本文省略)(エ) (本文省略)(オ) (本文省略)(カ) (本文省略)

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の認定申請手数料（同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 139 号の 25 ア若しくはイ又は 前号ア、イ若しくはイ はウ に掲げる額と当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア)及び(イ)省略)

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの以外のものに限る。） の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。

17,000 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

19,000 円

エ (本文省略)

ウ
オ
エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号ウ(ア)から(カ)までに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(第 139 号の 27 及び第 139 号の 28 省略)

(139) の 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていないもの限り、同法第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

ギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の変更認定申請手数料 (同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア) 及び(イ)省略)

イ 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものを除く。) の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満 のとき。

同

8,500 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

9,500 円

ウイ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）の当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）

（ a から i まで省略 ）

(イ) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)

又はロ(1)の基準による評価方法のものを除き、既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----------------|
| a | <u>当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。</u> | <u>8,500 円</u> |
| b | <u>同</u>
<u>2戸以上5戸以下のとき。</u> | <u>17,000 円</u> |
| c | <u>同</u>
<u>6戸以上10戸以下のとき。</u> | <u>24,500 円</u> |
| d | <u>同</u>
<u>11戸以上25戸以下のとき。</u> | <u>35,500 円</u> |
| e | <u>同</u>
<u>26戸以上50戸以下のとき。</u> | <u>55,000 円</u> |
| f | <u>同</u> | |

<u>51 戸以上 100 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>g 同</u> <u>101 戸以上 200 戸以</u> <u>下のとき。</u>	<u>115,000 円</u>
<u>h 同</u> <u>201 戸以上 300 戸以</u> <u>下のとき。</u>	<u>150,000 円</u>
<u>i 同</u> <u>301 戸以上のとき。</u>	<u>170,000 円</u>
<u>(ウ)</u> (本文省略) <u>(イ)</u> <u>(エ)</u> (本文省略) <u>(ウ)</u> <u>(オ)</u> (本文省略) <u>(エ)</u> <u>(カ)</u> (本文省略) <u>(オ)</u> <u>(キ)</u> (ア)から <u>(カ)まで</u> 以外の住戸 <u>(カ)</u> <u>(オ)まで</u> 部分、共用部分及び非住宅 部分	これらの部分について <u>第 13</u> <u>第 13</u> <u>9 号の 26 ウ</u> の規定により算 <u>9 号の 26 イ</u> 出した額

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているもの

に限る。) の変更認定申請手数料 (同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物 (当該申請において変更するものに限る。) の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 13 号の 28 ア若しくはイ又は $\frac{\text{前号}}{\text{前号}}$ ア、イ若しくはウに掲げる額とア若しくはイ当該計画に係る他の建築物 (当該申請において変更するものに限る。) 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性

能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア)及び(イ)省略)

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの以外のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。

8,500 円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。

9,500 円

エ (本文省略)

オ エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律第 35
条第 1 項第 4 号に掲げる基準
に適合していることについて
、あらかじめ登録建築物エネ
ルギー消費性能判定機関等
による審査を受けたものを除く

。) の場合

前号ウ(ア)から(キ)まで
前号イ(ア)から(カ)までに掲げ
る額のうち当該建築物（当
該申請において変更しない
部分を含む。）に係るもの
を合計した額

（第 139 号の 30 から第 184 号まで省略）